

【後期 第三問】

振り込め詐欺グループのリーダーである Y は、老人を騙して金員を交付させる行為を繰り返していた。

平成 24 年 10 月 8 日午前 11 時頃、Y は A(76 歳)に対し、同女の息子を装って電話をかけ、「俺、俺。今、ヤクザに麻薬のことで捕まってしまった。大変なことになった。とにかく金が必要だ。800 万円をすぐに甲駅に持ってきてくれ。親父や警察には言わないでくれ。甲駅に着いたら電話をしてくれ。」などと虚言を申し向けた。更に同日午後 0 時 30 分、甲駅に着いて電話をかけてきた A に対し Y は、「俺は今ヤクザに見張られていて行くことができない。だから今から指定する口座に金を振り込んでくれ。」などと虚言を申し向け、同女をしてその旨誤信させて、A は指定された X 名義の銀行口座(以下、「本件口座」とする。)に 800 万円を振り込んだ。

同日午後 3 時頃、Y は友人である被告人 X に、「大きな取引があったのだが事情により信用している君の口座(本件口座)に入金させてもらった。さらにこれから取引があって現金が今すぐ必要なのだが、私は今忙しくてこの場を動くことができない。とりあえず 10 万円を君の口座から引き出して運んできてほしい。重要な仕事のため後日 2 万円の報酬を渡す。コンビニエンスストアに設置されている ATM でも使って、なるべく早くお願いしたい。」という依頼の電話をかけた。X は、こんな大金を他人の口座に振り込ませ、しかも引き出させることはおかしいのではないかと思っていたが、割りの良いバイトであり、ATM から現金を引き出すだけなら危ない仕事ではないはずだと考えた。そのため、X は預金が振り込め詐欺等によって入金されたものであるという確定的な認識はなかった。X は電話の直後に最寄りのコンビニエンスストアの ATM にて現金 10 万円を引き出し、その後、同日午後 5 時に Y へそれを手渡した。

なお、X の口座には本件 800 万円の振り込み以前には預金残高が 0 円だった。

Y に詐欺罪(刑法 246 条 1 項)が成立するとして、X の罪責を論ぜよ。

(ただし、特別法の検討はしないこととする。)

参考裁判例：東京地裁平成 15 年 7 月 8 日判決